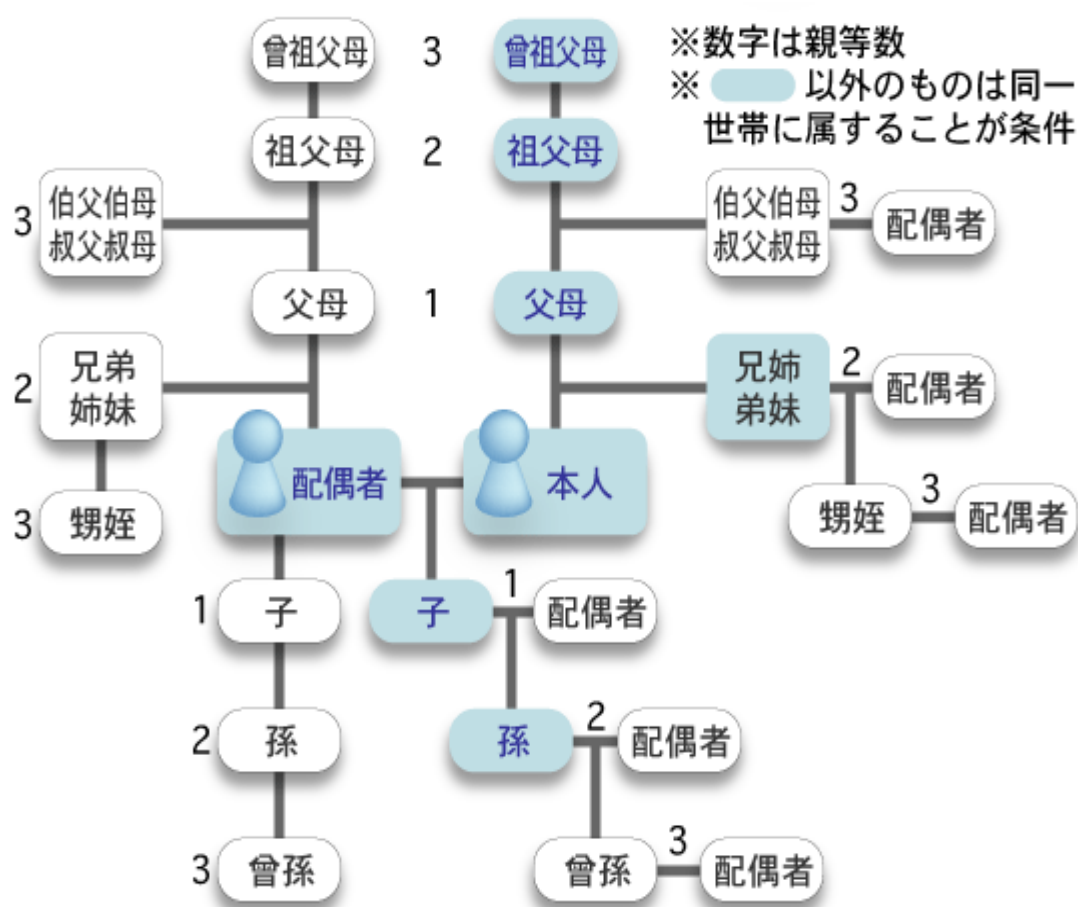


《被扶養者認定基準における解説および用語説明》

図 1 被扶養者の範囲



【組合の基本方針】

組合は被扶養者認定に際し、認定対象者の収入、生活実態、被扶養者が扶養するに至った経緯、被保険者の扶養能力、被保険者による経済的扶養の事実とその内容などを慎重に審査し、公正に判断するように努めなければならない。そのためには被保険者に対して判断に必要な資料の提出を求め、その結果「被扶養者の資格がある」との確信がある場合にのみ被扶養者資格を付与することができる。また、被扶養者認定の枠組みについては健康保険法並びに関係法令・通達により示されているが、扶養の事実及び収入の確認などは組合の権限に委ねられているものである。

【用語解説】

(1) 主としてその被保険者により生計を維持されている

① 同居の場合

「生計を維持されている」とは、その生計の基盤を被保険者に置くことであり、多少の収入がある者でも、その生計の中心が被保険者によるものである場合は被扶養者となることができる。

② 別居の場合

別居でありながら「生計を維持されている」場合とは、生計の基盤を被保険者からの仕送り金におくことである。そのため被扶養者に収入があった場合は、その額を上回る仕送りが必要となる。

(2) 同一の世帯の属する

被保険者と実際に住居および家計をともにしていること。同一戸籍である必要はなく、また被保険者が世帯主である必要もない。同居（住居をともにしている）か否かについては具体的には、住民票上の地番が同一であるか否かにより判断する。ただし、次の場合は別居であっても現状が一時的なものであることから同居とみなす。

① 業務命令に伴う単身赴任

② 就学（学校教育法に定める学校に限る）のための別居

③ 特別養護老人ホームへの入所

(3) 直系尊属

被保険者から見て直系であり、血族であり、かつ被保険者より目上の親族をいう。養父母は実父母と同様に取り扱う。

(4) 5日以内

5営業日以内と読み替えて取り扱う。ただし新生児は出生日まで遡る。

(5) 資格を喪失させる日

就職・結婚・離婚などによる場合は喪失事由の生じた日、死亡による場合はその翌日とする。なお、被保険者の退職による場合は、退職日の翌日とする。

【事業収入等のある者の認定について】

事業収入（自営業、農林水産業等）、不動産収入、年金以外の雑収入等、給与収入以外の収入がある場合は、原則として被扶養者に認定しない。ただし、収入が一時的なものであること、あるいは認定基準内の収入であることを、確定申告書（控）第1表・2表およびその他の書類の提出により証明した場合は認定する。

(1) 夫婦一体の収入限度額の判定方法

① 夫婦の年間収入合計が260万円以上か ⇒ 双方否認

↓ いいえ はい

② 認定対象者のそれぞれについて年間収入が130万円以上か ⇒ 否認

↓ いいえ はい

年間収入130万円未満の対象者のみ認定

* 認定対象者またはその配偶者が60歳以上の場合は360万円、180万円に読み替える。

(2) 雇用保険給付の取り扱い

雇用保険失業給付等受給中は被扶養者に認定しない。ただし、その給付日額が3,612円未満（60歳以上または障害厚生年金受給者の場合は5,000円）であって他に収入がない場合は、失業給付受給中であっても収入基準を満たしていると判断し被扶養者に認定することができる。

(2) 健康保険給付金の取り扱い

傷病手当金または出産手当金受給中は被扶養者に認定しない。ただし、その給付日額が3,612円未満（60歳以上または障害厚生年金受給者の場合は5,000円）であって他に収入がない場合は、失業給付受給中であっても収入基準を満たしていると判断し被扶養者に認定することができる。

(3) 仕送り限度額の程度

仕送り援助額は、認定対象者の収入を上回る要件とされているが、そのことによって被保険者の可処分収入額が極端に減少する場合は、被保険者の「経済的扶養能力」が十分であるとは言えず、その継続性に疑問を持たざるを得ない。したがって被扶養者として認定することはできない。具体的には、被保険者及び同一世帯に属する被扶養者の生計費について、1か月1人当たり5万円程度が確保されるべきである。仕送り対象者が複数である場合はそれぞれの対象者について、その収入を上回る仕送り援助額が要件となる。

なお、仕送りについては銀行振込又は現金書留等記録が残る形とし手渡しは認められない。

(4) 勤労による収入

給与収入の場合はその金額が明確であり特段の問題はない。しかしながら、収入に変動がある場合は、後日発行される当年分の源泉徴収票や確定申告の控えなどにより確認することがある。

(5) 退職金

一時金で支給されるものについては収入としない。

(6) 年金収入

老齢・障害・遺族年金、退職年金、個人年金等、すべて収入とする。

(7) 事業収入

当該事業の収入から仕入金額（売上原価）を控除したものを収入とする。

(8) 不動産収入

当該事業の総収入（必要経費控除前の金額）をもって収入とする。

(9) 雇用保険給付金、労働者災害補償保険（労災保険）給付金

失業給付の基本手当は収入とする。ただし、高年齢求職者給付金は退職時の一時金であることから収入とはみなさない。また、労働者災害補償保険（労災保険）の給付金は、労働者の執務中の災害や通勤途中の災害に伴う休業に対して補償される保険給付のため収入とする。

(10) 健康保険傷病手当金、出産手当金

健康保険傷病手当金、出産手当金は収入とする。

(11) 利子、配当金、資産譲渡による収入

一時的な収入であり、把握が困難なため収入としない。

(12) 親族からの仕送り

恒常的なものとみなし、すべて収入とする。

【夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について】

(1) 子を夫婦共同で扶養する場合

被扶養者とすべき人数にかかわらず、年間収入（原則として前年度の収入）の多い者の被扶養者とする。ただし育児休職等を取得し年間収入の減少が見込まれる場合は当該年度で比較しても差し支えない。

(2) 両親を被扶養者とする場合

社会通念上の妥当性で判断せず、実際の両親の生計を維持している者の被扶養者とする。

(3) 扶養義務の程度による判定と収入の多寡による判定が異なる場合

子に対する両親の扶養義務と夫婦相互の扶助義務は特に強い。また、同居は別居の場合よりも家計をともにしている可能性が高いと判断されるべきである。したがって、これらを重視した判定をすべきであるが、この判定に対して仕送り等による反証が可能な場合は異なる判定をすることができる。

(4) 他の保険者との調整

他の保険者とは、健康保険組合、全国健康保険協会、各種共済、国民健康保険などを指す。これらと当組合との見解に差異が生じた場合の調整は当組合が行う。

【被扶養者異動届提出時に所定書類を添付することができない場合】

退職を理由として被扶養者の認定を受ける場合、勤務先等が書類の発行に時間を要して所定書類を添付できない場合は、入手次第提出するものとする。ただし退職日が書類で確認できるまで保険者証の発行を行わない場合がある。